

別紙標準様式（第6条関係）

会議録

会議の名称	令和3年度 第2回枚方市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和4年2月2日（水） 開始時刻 14時 00分 終了時刻 15時 50分
開催場所	枚方市市民会館 3階 第3会議室
出席者	<p>(委員)</p> <p>会長 森 詩 恵          委員 伴 武 明・川 元 美智子・室 田 博 子          中 川 正 博・福 島 巧・藤 本 良 知          山 田 誠・多 田 淑 子・中 村 加 枝          伊 藤 寛・佐 藤 千 景・西 本 大 輔</p> <p>(市)</p> <p>副市長 長 沢 秀 光          市民生活部長 石 田 智 則          市民生活部次長 末 次 博 典          国民健康保険室長 小 菅 徹          国民健康保険室課長 松 岡 博 己          地域健康福祉室 健康増進・介護予防担当課長 栃 川 和 宏</p> <p>(事務局)</p> <p>国民健康保険室課長代理 麻 生 恭 正          地域健康福祉室 健康増進・介護予防担当課長代理 新 潟 尚 子          国民健康保険室主任 井 上 あゆみ</p>
欠席者	<p>(委員)</p> <p>中 田 耕 司・松 田 伸 一・山 羽 徹          宮 腰 正 基・和 田 賢 次・多 田 優          高 山 健</p>
案件名	<p>1. 令和4年度保険料について</p> <p>① 令和4年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課割合について（諮問事項）</p> <p>② 令和4年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総</p>

	<p>額及び賦課割合について（諮問事項）</p> <p>③ 令和4年度介護2号被保険者に係る介護納付金賦課総額及び賦課割合について（諮問事項）</p> <p>2. 令和4年度本市独自の軽減の導入について（諮問事項）</p> <p>3. 未就学児に係る均等割軽減の導入について（諮問事項）</p> <p>4. 報告事項 令和4年度国民健康保険制度の適正な運営に向けた本市の取り組みについて</p> <p>5. その他</p>
<p>提出された資料等の 名 称</p>	<p>1. 次第書</p> <p>2. 令和3年度第2回国民健康保険運営協議会 資料</p> <p>3. 令和4年度枚方市国民保険料率の算定について【概要】</p>
<p>決 定 事 項</p>	<p>運営協議会への諮問に対する答申</p> <p>【答申内容】</p> <p>1. 令和4年度保険料について</p> <p>①令和4年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課割合について 基礎賦課総額を7,046,649千円とし、賦課割合を所得割49.5%、均等割30.3%、平等割20.2%とすることは適当である。</p> <p>②令和4年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び賦課割合について 賦課総額を2,203,082千円とし、賦課割合を所得割49.5%、均等割30.3%、平等割20.2%とすることは適当である。</p> <p>③令和4年度介護2号被保険者に係る介護納付金賦課総額及び賦課割合について 賦課総額を759,393千円とし、賦課割合を所得割45.0%、均等割55.0%とすることは適当である。</p> <p>2. 令和4年度本市独自の軽減の導入について 応益割保険料額軽減世帯について、保険料軽減割合が7割世帯は被保険者1人あたりにつき1,100円、5割世帯および2割世帯は被保険者1人あたりにつき1,700円の軽減額を加算することは適当である。</p>

	<p>3. 未就学児に係る均等割軽減の導入について  全世帯の未就学児被保険者に係る均等割保険料額の5割を減額することは適当である。</p>
<p>会議の公開、非公開の別  及び非公開の理由</p>	<p>公開</p>
<p>会議録の公表、非公表  の別及び非公表の理由</p>	<p>公表</p>
<p>傍 聴 者 の 数</p>	<p>5人</p>
<p>所 管 部 署  ( 事 務 局 )</p>	<p>市民生活部 国民健康保険室</p>

審 議 内 容	
議 長	<p>定刻の午後2時になりましたので、ただ今から令和3年度第2回枚方市国民健康保険運営協議会を開催します。本日の協議会に対しまして傍聴の申し出がございますので、これを許可しています。ご了承願います。</p> <p>まず、協議会の開会にあたりまして長沢副市長からご挨拶をお受けします。</p>
長 沢 副 市 長	<p>副市長の長沢でございます。</p> <p>協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に基づく要請が発出され何かとお忙しい中、感染対策にご協力の上ご出席いただきましたことに、厚くお礼申し上げます。</p> <p>また、平素より本市の市政運営に対し、ご指導・ご鞭撻をいただき、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>さて、本日の会議では事前にご案内させていただいておりますとおり、令和4年度の保険料率算定に係る3件の案件を予定しており、本協議会に諮問させていただきます。</p> <p>令和4年度は、平成30年度に国民健康保険制度改革がスタートし5年目を迎える年ではありますが、加入者の減少や一人当たりの医療費の増加など、国民健康保険制度を取り巻く環境は全国的に厳しさを増しており、本市においても同様の状況となっております。</p> <p>今後、共に保険者としての役割を担う大阪府との連携を密にしながら、令和6年度に予定される保険料の府内統一化への準備等、様々な課題への対応を適切に進めていくことで、被保険者の皆さんの信頼に応え、安心して医療を受けていただくことができるよう制度の安定に力を尽くしてまいります。</p> <p>皆様には今後より一層のお力添えをお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>皆様、どうぞよろしくようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に、事務局から委員の出席状況について報告をお願いします。</p>
小 菅 室 長	<p>委員の出席状況について報告します。本日の会議のただいまの委員出席数は13名であります。以上で報告を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。ただ今報告がありましたとおり、出席委員は定足数に達しておりますので本日の協議会が成立していることを確認します。</p> <p>前回昨年の1月に通常開催しました協議会からこれまでに委員の交代がありましたので、事務局から紹介をお願いします。</p>
小 菅 室 長	<p>交代された委員のご紹介の前に資料の確認をさせていただきます。お手元に資料を6点ご用意しております。次第、委員一覧表、諮問書の写し、冊子の資料、A3の概要、配席図となっております。過不足はございませんでしょうか。事前に送付させていただきました資料につきましては、おそれいりますが本日配布分に差し替えさせていただきますのでご了承ください。</p> <p>それでは引き続き、委員の交代がありましたのでご紹介をさせていただきます。被保険者代表として、山條 敏和委員にかわり、伴 武明委員にご就任いただいております。また、同様に被保険者代表として中田 耕司委員に新たにご就任いただいておりますが、本日はご都合のため欠席されています。また、公益代表として石和田 隆之委員にかわり、多田 優委員にご就任いただいておりますが、本日はご都合のため欠席されています。</p> <p>なお、引き続きご就任いただいている委員の皆さまと本日出席させていただいております本市職員については、個別の紹介を省略させていただきますが、委員一覧表や配席図をご覧くださいませよう願いたします。</p> <p>以上で紹介を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただ今から審議に入ります。</p> <p>次第にありますとおり、付議案件の諮問事項  「令和4年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課割合について」  「令和4年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び賦課割合について」及び  「令和4年度介護納付金賦課総額及び賦課割合について」及び  「令和4年度本市独自の軽減の導入について」及び  「未就学児に係る均等割軽減の導入について」を一括議題とします。</p> <p>諮問書の写しを事前に皆様の机にご用意しておりますので、ご覧ください。それでは、長沢副市長から諮問書の朗読をお願いします。</p>
長 沢 副 市 長	<p>それでは、諮問書を朗読させていただきます。</p>

	<p>令和4年2月2日          諮問書          枚方市国民健康保険条例第2条第2項に係る下記の事項について、貴協議会に諮問します。</p> <p>諮問事項</p> <p>1. 令和4年度保険料について</p> <p>①令和4年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課割合について</p> <p>基礎賦課総額を7,046,649千円とし、賦課割合を所得割49.5%、均等割30.3%、平等割20.2%とする。</p> <p>②令和4年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び賦課割合について</p> <p>賦課総額を2,203,082千円とし、賦課割合を所得割49.5%、均等割30.3%、平等割20.2%とする。</p> <p>③令和4年度介護2号被保険者に係る介護納付金賦課総額及び賦課割合について</p> <p>賦課総額を759,393千円とし、賦課割合を所得割45.0%、均等割55.0%とする。</p> <p>2. 令和4年度本市独自の軽減の導入について</p> <p>応益割保険料額軽減世帯について、保険料軽減割合が7割世帯は被保険者1人あたりにつき1,100円、5割世帯および2割世帯は被保険者1人あたりにつき1,700円の軽減額を加算する。</p> <p>3. 未就学児に係る均等割軽減の導入について</p> <p>全世帯の未就学児被保険者に係る均等割保険料額の5割を減額する。</p> <p>以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
小 菅 室 長	<p>今回、感染防止の観点から諮問書の手交は省略させていただきます。恐れ入りますが、長沢副市長は他の公務のため、こちらで退席させていただきます。</p>
議 長	<p>次に、事務局から諮問事項について説明を求めます。</p>
松 岡 課 長	<p>それでは諮問事項についてご説明いたします。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。項番の1. 市町村国保の財政構造について、令和4年度国予算ベースで概念図をお示ししております。</p> <p>図1をご覧ください。我が国の市町村国保全体の財政のあらましを100億円単位で四捨五入したものでございます。医療給付費等総額は約</p>

10兆7,300億円と見込まれており、その財源としては図の右側、被用者保険を含む各医療保険から拠出される前期高齢者交付金と図の中央、国と都道府県の公費負担、図の左側、保険料収入で構成されております。医療給付に必要な額から前期高齢者交付金を除いたうちの50%を保険料収入でまかなうこととなっておりますが、図の左側をご覧ください。図の左側をいただければお分かりのとおり、国、都道府県、市町村の財源により保険料の軽減等が講じられており、被保険者の皆様から徴収する保険料は図の中央部分、全国の市町村合計で約2兆4,700億円と見込まれているものでございます。

次に項番の2. 国民健康保険特別会計のしくみでございます。平成30年度からの国民健康保険制度改革により、都道府県と市町村はともに保険者となり、都道府県は財政運営の責任主体としての役割を担うこととなりました。市町村は徴収した保険料等を都道府県へ事業費納付金として納付します。都道府県は各市町村から集まった事業費納付金等を財源として各市町村へ保険給付に係る費用を交付金として交付します。図2で申しますと、右側下段の黄色の「収入」と白色の「支出」の図ですが、市町村の国保特別会計のイメージで上側の長方形が2つつながったものが都道府県の特別会計のイメージとなります。上向きの矢印の大きいほう、市町村の特別会計から都道府県の特別会計への事業費納付金が、図1の左側、保険料等でまかなう50%に相当するものでございます。

2ページをご覧ください。項番の3. 大阪府国民健康保険の状況といたしまして、(1) 被保険者数は少子高齢化の影響により、これまで被保険者数全体としては減少傾向があり、令和4年度は前年度より約6万5千人減の約178万8千人と見込まれています。その中で70歳以上の被保険者数はこれまで増加傾向を示していましたが、令和4年には団塊の世代である1947年生まれが後期高齢者医療制度に移行することから、70歳以上を含む全区分において被保険者数は減少し、令和4年度は前年度より約2万3千人減の約44万7千人と見込まれています。図3のグラフのとおり、どの世代の色においても帯の幅が少し狭まっていることがこれを示しております。

(2) 保険給付費は、図4のグラフのとおり令和3年度はコロナ禍の診療控えから回復し、1人あたり診療費が全般的に伸びている状況ですが、未就学を含む70歳未満については特に大きく伸びており、コロナ禍前の令和元年度を越える伸びとなっております。一方で、70歳以上についてはそこまでの大きな伸びとはなっていません。そのため、この傾向を反映した令和4年度推計においては、被保険者全体の約7割を占める70歳未満の診療費総額は被保険者数の減少が鈍化傾向にある中で、1人

あたり診療費の伸びが反映された結果、前年度比約0.5%の増、額としては約20億5千万円の増と見込まれています。

一方、1人あたり診療費が約2倍となる70歳以上の被保険者については、これまで被保険者数の増加により診療費総額も増加傾向が続いており、全体の1人あたり診療費の主な増加要因となっていました。令和4年より団塊世代が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、70歳以上の被保険者数が減少に転じることから、令和4年度は70歳以上の診療費総額は前年度比約6.2%の減少、額としては約185億7千万円の減少と見込まれています。

3ページをご覧ください。項番の4. 市町村標準保険料率につきましては、先ほどお示した状況を踏まえ、大阪府が医療給付等に必要な費用を見込み算定するものでございます。医療給付費分につきましては、図6にお示ししているようにその財源が構成されています。なお、この図につきましては、大阪府の資料を基に1億円単位で四捨五入するなどして本市の責任において図として構成したものですので、この内容について大阪府へのお問い合わせはご遠慮いただくようお願いいたします。この図の左側の縦に長い長方形が、各市町村特別会計から大阪府特別会計に納める事業費納付金を表しており、その総額は約1,972億円でございます。このうち、各市町村の一般会計からの繰り入れ等を見込む部分、約357億円を除いた白い部分が被保険者の皆様から徴収させていただきます保険料の必要額で、府内全市町村合計で約1,615億円と見込まれています。

表1をご覧ください。一行目の医療分におきまして、今ご説明したとおり事業費納付金(A)の額1,972億322万5,818円から一般会計からの繰入金等(B)357億190万4,852円を減じた額の1,615億132万966円が保険料収納必要額となることをお示ししています。同様に後期高齢者支援金等分及び介護納付金分について、国から示された係数をもとに推計した後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に必要な経費から公費等を控除し、市町村が納める国民健康保険事業費納付金(A)の額を算定しています。ここから、一般会計からの繰入金等を控除した保険料収納必要額が表1の一番右の欄のとおりそれぞれ求められております。これを表1の下の行にお示ししています一般被保険者数、一般世帯数、所得総額の各係数をもとに、被保険者一人当たり及び一世帯当たりにより按分して求めた額等が表2、令和4年度市町村標準保険料率にお示しするものでございます。料率のうち、所得割は世帯の前年所得額に乗ずる率、均等割は被保険者一人ずつにかかる額、平等割は世帯ごとに係る額となっております。



<p>議 長</p>	<p>大阪府においては、離島やへき地がないなど医療環境の格差が小さいこと、市町村間の医療費水準に大きな格差がないことから被保険者間の負担の公平化を図るため、府内のどこに住んでいても同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう令和6年度に市町村標準保険料率に統一します。すでに統一保険料率を採用している市町村は、令和3年度は43市町村中13市町となっております。</p> <p>表3には、参考として令和3年度の市町村標準保険料率をお示ししています。一番右の欄、1人当たり保険料収納必要額を表1と比較してご覧ください。令和4年度の1人当たり保険料収納必要額は、14万7,786円と令和3年度と比べて4,941円の増となっております。変動の主な要因は、保険給付費や介護納付金の増、社会保険等から拠出される前期高齢者交付金の減などがございます。</p> <p>3ページ目までのご説明に関しまして何かご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>質疑・応答なし</b></p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは続きまして説明のほどよろしくをお願いいたします。</p>
<p>松岡課長</p>	<p>それでは、続きまして4ページをご覧ください。</p> <p>項番の5. 枚方市保険料率の算定についてでございます。大阪府による本市の事業費納付金等の算定結果は表4のとおりでございます。この結果は、前のページの表1の大阪府内全体の事業費納付金額を各市町村の一般被保険者数等、世帯数、所得総額によって按分した額でございます。1人当たり保険料収納必要額が大阪府全体の算定結果より多くなっていますが、これは枚方市の被保険者の所得額が大阪府全体の平均よりも高いことが要因です。</p> <p>表5の令和3年度枚方市事業費納付金等算定結果をご覧ください。表の一番右、激変緩和措置後保険料収納必要額の欄に示す数値が、令和3年度の保険料率算定に用いたものでございます。1人当たり保険料収納必要額を、表4の令和4年度の値と比べますと、12,298円の差があります。増減の要因は(1)大阪府による算定における増減の要因で示すとおり、保険給付費の増加、後期高齢者支援金及び介護納付金の支出増加、70歳以上被保険者数の減少でございます。令和6年度に市町村標準保険料率に統一するにあたり、この差を埋めていく必要がありますが、令和</p>

	<p>5年度までの間は保険料が急激に増加することがないように大阪府及び本市において激変緩和措置を講じます。具体的な措置については後で述べさせていただきます。</p> <p>まず、(1)大阪府による算定における増減の要因ですが、以下のような増減の要因が挙げられています。</p> <p>一点目として、保険給付費の増加ですが、コロナ禍の診療控えからの回復により1人あたりの診療費が全般的に伸びていること、特に未就学児を含む70歳未満についてはコロナ禍前を超える伸びを示していること、その一方で70歳以上についての診療費は大きな伸びにはなっていません。</p> <p>二点目として、後期高齢者支援金及び介護納付金の支出増加で、高齢化の進展、団塊世代の移行等により、1人あたり848円、介護給付費が全国的に増加傾向にあることから1人あたり1,418円増加しています。</p> <p>三点目として、これまで増加基調でした70歳以上被保険者数が団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することによる減少、さらに被保険者数全体についても社会保険の拡大適用や少子高齢化により減少傾向であります。</p> <p>5ページをご覧ください。(2)保険料統一に向けた激変緩和措置等につきまして、まず、ア.前年度繰越金等の活用についてですが、表6をご覧ください。事業費納付金、一般会計からの繰入金等の額については、表4と同じ額です。左から3番目の列、府交付予定額・前年度繰越金等の欄にお示しするとおり、繰越金と府からの交付金等から活用する額を合わせて合計3億3,248万7,766円を事業費納付金の財源とすることで、医療分の保険料収納必要額を引き下げるものです。その結果、1人当たり保険料収納必要額は14万5,047円となりますが、表4の算定結果と比べて4,373円の引き下げとなります。</p> <p>次にイ.予定収納率の設定についてでございます。収納率とは、賦課した保険料額のうち未納となって翌年度以降に回収を図っていく滞納分を除いた、年度内に納付があった額の率を言います。収納率を確保することは、保険料負担の公平性の観点から重要であり、また予定収納率を高く設定することで賦課総額が小さくなり、一人当たり保険料額の抑制につながることから、表7にお示ししていますとおり本市の実績収納率が年々向上していることを踏まえ、令和4年度の予定収納率は、市町村標準保険料率による収納率92.58%を上回る94.2%と設定します。賦課総額とは、被保険者に負担いただく保険料額の総額で、低所得世帯の軽減措置などを適用する前の額です。</p> <p>表8をご覧ください。賦課総額(C)の欄にお示しするのが予定収納</p>
--	---

率を92.58%としたときの賦課総額です。この値に0.9258 を乗ずると、左の保険料収納必要額94億2,859万4,625円が求められることが確かめられます。同様に賦課総額（D）の欄の額に0.942を乗ずると同じ額が求められます。（C）と（D）の差は1億7,514万3,449円で被保険者1人当たりでは2,303円低くなります。

次に、ウ．賦課割合の段階的変更についてです。保険料は医療分、支援金分につきましては所得割、均等割、平等割の3方式、介護分につきましては所得割、均等割の2方式により賦課します。賦課割合とは、賦課総額をそれぞれの賦課方式ごとに按分する割合で、例えば所得割が50%、均等割が30%、平等割が20%の時、賦課総額が10億円であれば、所得割総額は、5億円、均等割総額は3億円、平等割総額は2億円となり、この場合、均等割額は3億円を被保険者数で割ることにより求められることになります。

6ページの表9の枚方市の保険料賦課割合をご覧ください。令和元年度からの本市の賦課割合を示していますが、本市における現行の賦課割合は、市町村標準保険料率に基づく割合との乖離が大きいことが見てとれます。令和3年度の保険料率据置きの影響による部分的な乖離の拡大がありましたが、令和4年度は、標準保険料率の賦課割合に近づけることを踏まえ、太い枠線で囲んだとおりの割合を設定しました。令和6年度の保険料統一までには、表9の令和5年度（想定）に示しますようにさらに段階的に変更する必要があります。

次に、（3）賦課総額について、でございます。

表10の保険料収納必要額（E）ですが、これは、前のページの表6の右側、保険料収納必要額と同じ値であることがお確かめいただけるかと存じます。これを予定収納率94.2%で除した額が、賦課総額（E÷F）となります。賦課総額を所得割、均等割、平等割の3方式に按分する際に、先ほど申し上げた賦課割合を適用します。医療分を例にしますと、賦課総額70億4,664万9千円に所得割は49.5%、0.495を乗じて得られた34億8,809万1,255円が所得割として賦課する額になります。同様に、均等割、平等割の額を求めることができます。支援金分、介護分についても同様です。

次に7ページにまいります。（4）令和4年度保険料率の算定につきましては、これまでご説明いたしました諸条件を適用いたしまして保険料率を求めた表です。表11の左の値は、表10で求めた方式ごとの賦課総額とおなじ値です。これらの値を医療分の所得割については、賦課限度額控除後の所得総額404億3,394万2,064円で除した割合が8.63%、均等割については、一般被保険者数見込の76,037人で除した28,090円、平等

割については、一般世帯数見込の49,425世帯で除した28,800円になるものでございます。後期分、介護分につきましても、表の見方は同様でございますが、介護分については世帯に係る平等割がございません。算定結果について、表12、表13とあわせてご覧ください。予定収納率を高く設定した影響などにより、所得割の引き上げは抑えられ、均等割、平等割の引き上げられたことがお確かめいただけると思います。

次に、8ページの(5)所得階層別・世帯人数別保険料比較表をご覧ください。横軸を世帯の人数、縦軸を所得額といたしまして、前年度と令和4年度の医療分・後期分の保険料額の比較をお示したものでございます。この表で、軽減の欄の数字が適用される軽減割合を示しております。7割軽減は水色、5割軽減は緑色、2割軽減は黄色にしております。円グラフに示すとおり、軽減を受ける世帯は全体の約64%となっております。

表14にお戻りください。保険料率の変動により、令和3年度と比較した場合、所得額が高く賦課限度額に達している部分などを除き、全所得区分において増加がみられます。

9ページへ進みます。6. 低所得層に配慮した本市独自の軽減特例、(1) 低所得層の負担増への対応ですが、先ほどご説明したとおり、令和6年度の保険料率統一に向けて激変緩和措置を講じた上で保険料率を算定しました。全所得層で保険料は増加していますが、特に低所得層においては前年度の保険料に対し大きいところでは7%近くも増額することがあります。具体的な所得階層別の保険料増加率については図7のグラフをご覧ください。この低所得層に偏った負担増への対応として、令和4年度に限ってですが大阪府の激変緩和措置に係る交付金の一部を低所得層世帯の内、均等割軽減対象者の保険料に充てることで負担軽減を図ります。

(2) 本市独自の軽減特例をご覧ください。低所得世帯に対してはその所得に応じて、7割、5割、2割と当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額していますが、その軽減対象者について、表15のとおり7割軽減の場合は被保険者1人あたりにつき1,100円、5割軽減、2割軽減の場合は被保険者1人あたりにつき1,700円の軽減額をそれぞれに加算します。この軽減に対する、必要な財源と想定する軽減総額は(3)をご覧ください。大阪府から激変緩和の経過措置としての交付を受ける予定の額、約1億4千万円の一部を充てます。特例対象となる被保険者数を令和4年12月末時点での数値を用いて推計し、約6千8百万を軽減の特例で必要な額と算出しています。また、交付予定の額約1億4千万円から約6千8百万円を充てた残りは、5ペ

ージのアで述べましたとおり、事業費納付金に充てることで保険料全体の抑制財源としています。この本市独自の軽減特例を適用した所得階層別・世帯人数別保険料比較表を10ページに掲載しています。

11ページの図8 軽減特例適用前後における保険料増加率の比較をご覧ください。縦軸が保険料の増加率、横軸が所得階層です。グラフの青い方が軽減特例適用前、オレンジの方が適用後となります。全ての所得階層において保険料は増額傾向にありますが、軽減特例を適用することで、低所得層で特に大きかった増加率を抑制できていることが見てとれます。具体例として、介護2号被保険者の1人世帯で所得が43万円の場合、6.56%増加していた保険料が、軽減特例を適用することで2.32%まで増加率を縮減することができます。また、介護2号被保険者の2人と子ども1人の3人世帯では、同じく所得43万円の場合、8.25%から1.77%まで大きく縮減できます。このように、本市独自の軽減特例とは府からの交付金の一部を活用することで、標準保険料率適用に向けた過程で生じる負担の増大をより効果的に軽減しようとするものです。

次に12ページ、7. その他の保険料軽減措置についてですが、(1) 未就学児に係る均等割軽減の導入につきましては、令和4年度の保険料から導入される未就学児に係る均等割軽減は、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、国・地方の取組みとして実施するもので、世帯の所得に関わらず全世帯の未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により減額するものです。低所得軽減が適用される世帯の未就学児の場合、軽減後の額の5割がさらに軽減されます。例えば7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を軽減することから、8.5割軽減となります。軽減のイメージは図9をご覧ください。

減額した額の総額は一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れられますが、繰入額の2分の1は国が負担し、4分の1は都道府県の負担となります。

(2) 保険料の減免につきましては、大阪府国民健康保険運営方針に基づく減免を実施します。また、本市独自の児童扶養減免については、令和4年度および令和5年度はその対象から均等割軽減の対象となる未就学児を除き、令和6年度の保険料統一までに廃止します。児童扶養減免の概要につきまして、下の囲みの中に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

13ページをご覧ください。項番の8. 令和4年度保険料のモデルケースでございます。これまで、算定してきました令和4年度の保険料率や軽減特例等を踏まえまして、2種類の世帯を想定し、給与又は年金収入額ごとに、所得控除後の所得額、令和3年度の保険料額、令和4年度(案)

<p>議 長</p>	<p>の保険料額、令和4年度の市町村標準保険料率による額をそれぞれお示ししております。事業収入など場合には必要経費を控除した額を所得額として見ていただければと存じます。上段の例では、未就学児を含む世帯のモデルですが、令和3年度よりも保険料が少なくなっています。</p> <p>つづいて項番の9、令和4年度 枚方市国民健康保険特別会計 当初予算(案)でございます。歳入・歳出それぞれ3億6,600万円減の429億4,400万円を見込んでいるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今から、部屋の空気の入れ替えを行いますので休憩とします。</p> <p style="text-align: center;"><b>休憩</b></p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、再開します。</p> <p>先ほど説明がありました諮問事項について、これからご質問、ご意見等をお受けします。ご質問、ご意見はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>5ページ表7の予定収納率の設定について、令和2年度から令和3年度にかけて約1%上昇しているため、令和4年度もそれに合わせて95%の設定をすべきではないでしょうか。なぜ0.2%という細かな上昇なのでしょう。毎年度の実績収納率が上昇しているのだから保険料抑制のため95%に設定するのが適当ではないかと思います。</p>
<p>麻生課長代理</p>	<p>令和4年度の予定収納率 94.20%については、現年度分収納率の推移で算出しています。現年度分の実績収納率は平成30年度 91.95%、令和元年度 92.65%、令和2年度 93.14%となります。前年度比として、それぞれ令和元年度は 0.7%上昇、令和2年度は 0.49%上昇しています。上昇率を足して2で割った平均の値 0.59%に令和3年度12月末時点での前年度比 0.42 を足して2で割ることで令和3年度、4年度の伸び率を 0.51 と想定。令和3年度の予想収納率を 93.14+0.51 で 93.65%とし、令和4年度の予想収納率を 93.65+0.51 で 94.16%、四捨五入して 94.2%と算出しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>実績の値を用いて平均上昇率を算出し、予定収納率を算出されたということですね。中川委員いかがでしょうか。</p>

委員	<p>昨年度の協議会にて、仮に予定どおり収納できない場合でも激変緩和措置を利用できるので問題ないと聞きました。したがって収納率を少しでも高く設定するほうがいいのではないのでしょうか。</p>
小菅室長	<p>ご意見のとおり、より高い収納率を目標として設定したほうがいと認識しています。また一方で達成できない場合は他の財源から繰り入れが必要となります。昨年度の協議会におきましては財政調整基金を活用することができるかと回答しました。</p> <p>また、表7の下段の市町村標準保険料収納率については、過去3年間の同規模市町村の実績収納率の平均より算出されています。そのため、こちらの収納率を高めるためには本市だけではなく、他市町村の収納率の向上も必要となります。大阪府内市町村が連携しての取り組みも重要となります。</p>
議長	<p>収納率について財源も含め様々な要因はありますが、中川委員のご意見の通り、収納率を高め設定することは重要なので今後の参考にしてください。</p>
委員	<p>全国平均の実績収納率を教えてください。</p>
小菅室長	<p>平成元年度の全国の平均収納率は92.92%。市平均では92.65%。枚方市と同規模の中核市平均では92.24%です。</p>
委員	<p>保険料算定にあたっての増減の要因で70歳以上の被保険者数の減少とありますが、団塊の世代が後期高齢に移行するにあたり、保険料収納や保険給付について収支にどのような影響がでるのでしょうか。</p>
小菅室長	<p>プラスの要因としては、一人当たりの医療給付費は下がっていきます。マイナスの要因としては、前期高齢者の数が減るので社会保険等からうける交付金が減ります。さらには後期高齢者支援金の増加が見込まれます。</p>
委員	<p>最終的には収支はどうなるのでしょうか。</p>
小菅室長	<p>現時点でどうなるのかという想定は困難です。</p>

<p>議 長</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>(事務局補足)</p> <p>1人当たり医療費の高い70歳以上被保険者の減少による国保財政改善の影響と、前期高齢者交付金の収入の減少による国保財政悪化の影響は、長い目で見ると互いに相殺され、均衡するものと考えられます。</p> <p>一方で、後期高齢者の増に対応するため実施される一部負担金の見直し(一定以上所得のある後期高齢者の窓口負担割合を、1割から2割に引き上げる)による後期高齢者支援金の国保に係る財政影響は、令和7年度で△180億円(保険料△80億円、公費△100億円)と試算されています(国保新聞令和2年(2020年)12月20日号(2)面)。</p> </div> <p>単年度だけではなく、中期的な視点で推計していただければと思います。</p> <p>ご質問、ご意見はこの程度に止めます。</p> <p>それでは、答申案をまとめさせていただきます。お諮りします。</p> <p>まず、諮問事項の1点目「令和4年度保険料について」、「令和4年度一般被保険者に係る基礎賦課総額及び賦課割合について」は、「基礎賦課総額を7,046,649千円とし、賦課割合を所得割49.5%、均等割30.3%、平等割20.2%とすることは適当である。」とすること、「令和4年度一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び賦課割合について」は、「賦課総額を2,203,082千円とし、賦課割合を所得割49.5%、均等割30.3%、平等割20.2%とすることは適当である。」とすること、「令和4年度介護2号被保険者に係る介護納付金賦課総額及び賦課割合について」は、「賦課総額を759,393千円とし、賦課割合を所得割45.0%、均等割55.0%とすることは適当である。」とすること、ご異議ありませんか。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">       異議なしの声あり     </div> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>次に、2点目の「令和4年度本市独自の軽減の導入について」は、「応益割保険料額軽減世帯について、保険料軽減割合が7割世帯は、被保険者1人あたりにつき1,100円、5割世帯および2割世帯は、被保険者1人あたりにつき1,700円の軽減額を加算することは適当である。」とすること、ご異議ありませんか。</p>
------------	---



<p>松 岡 課 長</p>	<p style="text-align: center;">異議なしの声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>次に、3点目の「未就学児に係る均等割軽減の導入について」は、「全世帯の未就学児被保険者に係る均等割保険料額の5割を減額することは適当である。」とすることで、ご異議ありませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">異議なしの声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、ただいまの提案を含めまして、答申書の作成については、私と事務局で調整いたしますので、ご一任くださるよう了承をお願いします。作成後の答申書は市長に報告するとともに、委員の皆様方に写しをお送りさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは次に、案件の4の報告事項について議題とします。資料でいいますと14ページからになりますので、事務局から説明を求めます。</p> <p>(1) 資格適正化の取り組み</p> <p>郵送戻り等を契機に不現住と認定した者の住民票職権削除依頼と職権による資格消除の実施による資格の適正化を図ります。</p> <p>日本年金機構から提供される国民年金被保険者情報の取得、喪失情報を活用し、国民健康保険の資格に関する届出がない被保険者へ働きかけを行うなど、資格適正化の取り組みを進めていきます。</p> <p>(2) 保険料徴収の取り組み</p> <p>保険料の公平負担の観点から、令和4年度の現年度目標徴収率を94.2%（大阪府から示された標準徴収率は92.58%）とし、滞納繰越分を含めた収納率向上を図るため、下記の取り組みを進めます。</p> <p>① 確実な徴収方法である口座振替を促進するため、新規加入者への口座振替申し込みを奨励するインセンティブを付与する事業を令和3年度に続き実施します。</p> <p>② 滞納早期においてスマートフォンのSMS（ショートメッセージサービス）及びコールセンターによる電話催告を通じて、新たな滞納繰越の防止に努めます。</p> <p>③ 過年度滞納者への催告書の送付を漏れなく行い、分割納付の履行監視を適切に行うことで、納付義務者の納付意識の低下に歯止めをかけるとともに、滞納繰越分の収納率の向上を目指します。</p>

	<p>④ 預金や生命保険、給与等の債権を主とした差押執行や交付要求などの滞納処分を積極的に実施します。</p> <p>⑤ 債権回収課や納税課との組織的な徴収体制の連携強化を図っていきます。</p> <p>⑥ スマートフォンの SMS（ショートメッセージサービス）による催告に一定の徴収効果が見られたことから、令和 4 年度は範囲を拡大して取り組みます。</p> <p>⑦ 滞納者の資力の有無を明らかにする金融機関等への財産調査を積極的に実施します。財産調査はこれまで紙媒体による調査でしたが、CSV ファイルによる電子照会が今後拡大すると予測される流れを受け、府内で先駆けて LGWAN 回線を利用した電子照会に取り組み、滞納処分の増加に繋げていきます。</p> <p>⑧ 滞納整理に関する各種研修会に積極的に職員を派遣し、様々な債権の差し押さえや取り立てに関する知識の向上やスキルアップを目指します。</p> <p>(3) 保険給付適正化の取り組み</p> <p>社会保険加入後に国保被保険者証を用いて受療したケース等で発生した保険給付（療養給付費返還金）については、オンライン資格確認が令和 3 年 10 月に導入されたことにより、発生件数は減少傾向にありますが、これまで同様文書・電話・訪問による催告とともに、保険者間調整の利用を積極的に案内し、発生初期の段階での回収を目指します。その上で回収困難な案件は、本市の債権回収担当部署、本市弁護士職員と連携し、弁護士名を入れた催告書の送付、裁判手続きによる差押などに取り組みます。</p> <p>レセプト点検については、委託業者と本市独自の点検員による二次審査を充実させ、前年度を上回る財政効果が得られるよう努めます。令和 3 年度からは、委託業者と本市点検員・職員が毎月打ち合わせを行い、レセプト点検に関する最新の情報や、関係機関からの通知等を共有し、方針を決めたうえで、協力して効果的なレセプト点検を目指しています。</p> <p>柔道整復療養費及びあはき療養費については、令和 3 年度からさらに重点的に取り組むため、専門業者に内容点検の業務委託を行っています。令和 4 年度においても、多部位・長期又は頻度が高いなど疑義のある申請について、施術患者に対しては照会文書や啓発文書の送付を行い、施術所に対しては請求内容の確認を行ったうえで申請書の返戻処理を行うなど、適正受診の強化に努めます。</p> <p>第三者行為求償事務については、引き続き大阪府国保連合会に求償事</p>
--	---

<p>梶川課長</p>	<p>務を委託するとともに、市独自求償の取組強化や傷病届の提出勧奨に取り組むとともに、医療機関や保健所等の関係機関や損害保険会社等との連携・協力関係を強化し、引き続き、傷病届の第三者行為による傷病の早期把握に努めます。</p> <p>外国人被保険者に係る不正受給防止のため、海外療養費や高額療養費の支給申請時における在留資格等の本人確認や、海外出産に係る出産育児一時金の申請にあつては出生事実の確認を徹底し、適正な給付に努めます。</p> <p>ジェネリック医薬品の普及に関しては、利用した場合の自己負担額軽減効果を示した啓発を引き続き行い、使用割合の政府目標である80%を超えることを目指します。</p> <p>(4) 保健事業推進の取り組み</p> <p>「第3期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画（中間評価）」を踏まえ、主な取り組みである特定健康診査受診率・特定保健指導利用率の向上、糖尿病や糖尿病性腎症・高血圧等の重症化予防、その他重複頻回受診者保健指導等における保健事業について引き続き目標達成に向けて努めます。</p> <p>特定健康診査未受診者に対する受診勧奨については、令和3年10月に大阪大学と「効果的な健診等の運営・実施に関する研究にかかる協定」を締結し、大阪大学において、受診状況や受診勧奨における取組についての分析を実施しております。令和4年度は分析結果を反映した受診勧奨を実施してまいります。</p> <p>特定保健指導利用促進事業として、特定保健指導未利用者を対象に体験型イベントを実施し、イベント当日に特定保健指導を行うことにより、利用促進を図ります。</p> <p>糖尿病性腎症重症化予防事業については、令和3年度に実施している糖尿病治療中断者への訪問を引き続き行います。また、市内の糖尿病専門医及び腎臓内科専門医と連携しながら糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者に向けた講座を引き続き実施します。</p> <p>令和3年10月より30歳～39歳を対象に日曜日健診にて開始した「30歳からの国保健診」は、毎回定員を超える申し込みがあり、必要な方へ保健指導を実施しています。引き続き、健診受診の習慣化及び早期からの生活習慣病予防を目指し取り組んでまいります。</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下においても、健診実施機関において十分な感染対策をしたうえで実施するとともに、安心して受診いただけるよう周知に努めてまいりました。引き</p>
-------------	--

		<p>続きコロナ下においても被保険者の健康保持増進、生活習慣病の早期発見、重症化予防のための取組を継続してまいります。</p>
議	長	<p>説明のありました内容についてのご質問をお受けします。ご質問はありませんか。</p>
委	員	<p>ジェネリック医薬品の目標について80%とされていますが、令和2年度でジェネリックの使用率は80%を超えています。令和4年度については政府が80%を目標に定めているため、それにあわせて目標値を設定されているのでしょうか。</p>
小	菅室長	<p>調剤レセプトから算出すると80%を超えています。入院や院内処方等を含めた値であると80%に届いていないため、この目標としました。</p>
委	員	<p>特定健診について、現場ではコロナの影響で受診控えが起こっています。オミクロン株による影響でさらに減ると思いますが、ここ何年間の受診率の推移を教えてください。</p>
栃	川課長	<p>平成27年度32.2%、平成28年度33.5%、平成29年度33.7%、平成30年度35.4%です。令和2年1月からコロナの影響があり、令和元年度33.7%、令和2年度30.1%、令和3年度は現時点での速報値で16.9%です。</p> <p>保健指導についても減少しており、実施率は令和元年度11.1%、令和2年度10.4%です。令和3年度の推計値は出せていませんが同様に影響をうけています。</p>
委	員	<p>コロナの影響をうけているということだが、健診を受けずに生活習慣病が悪化することが懸念されるので、受診率の増加等の啓もうを図ってほしい。</p>
委	員	<p>被用者保険者代表として参加していますが、その意味合いについて説明します。資料の1ページ、図1に記載されている前期高齢者交付金というものがありますが、こちらはサラリーマンが加入している各被用者保険が約3兆円を支援金として納めているものになります。後期高齢者支援金約5兆円も同様です。あわせて約8兆円ですが、これらは被用者保険の保険料の義務的経費の中で48%を占めています。今後、後期高齢</p>

	<p>者支援金が増えていくことで義務的経費の中での割合がさらに増えていくことが想定されます。</p> <p>被保険者への働きかけとして行政として努力されていることはわかりますが、被保険者に対する啓もう活動をしているように見受けられません。コンビニ受診やはしご受診などで、無駄な医療費として約 5,000 億円かかっていると推計されています。厚生労働省が示す上手な医療のかかり方があるので、被保険者の医療への考え方をグレードアップしてほしい。</p>
小菅室長	<p>ご意見のとおり、これまで具体的な啓発を行っていません。来年度の取り組みとして、高齢受給者証の交付時に上手な医療のかかり方に関するパンフレットを同封することなどを考えています。OTC 医薬品やセルフメディケーションについても周知するつもりです。</p>
議 長	<p>西本委員のご意見を参考に引き続き取り組んでいただければと思います。</p>
委 員	<p>特定保健指導にかかる利用促進について、個人的には受けていませんが別途詳細な検査は受けています。特定健診受診勧奨イベントへのお知らせが市より来ますが利用していません。無駄な業務になると思うので国へ意見をあげたらどうでしょうか。</p>
栃川課長	<p>受診勧奨の対象者から外さないと受診率が上がらないのではという意味で、特定保健指導に関して治療者は除くという指針があります。医療機関で治療を行われているのであれば指導は行わないというところでは。</p> <p>特定健診については皆さまへ受診券を送付しています。</p>
委 員	<p>医療にかかっているのであれば特定健診の方も受けなくてもいいのではないのでしょうか。慢性の基礎疾患を持ってられる方は病院で詳細な検査を受けているため、無駄になるのではないかと思います。</p>
議 長	<p>適切に病院に通われている被保険者の方には不要に思われるでしょうし、医療にかかられていない方についてのアプローチも重要だと思いますので、ご意見を参考に検討してください。</p>
委 員	<p>定期的な受診をされている方で健診を受診したほうがいいのかという</p>

		<p>問い合わせも実際にあります。対象者の選別が難しく、定期的な受診をされている方でも健診を受ける権利があるため、市としては対象者には送らざるを得ないと思います。個人的な意見としては、定期的な受診の間で特定健診を受けたらいいというアドバイスをしており、どうしても受けたくない人には無理強いしないようにしています。受診率をあげるという面では反しているかもしれませんが、せっくなので受けたらどうかとは伝えています。</p>
委 員	員	<p>特定健診について、普段の健診では行わない項目で健診を行うことができます。病院にかかっている方にも受診を勧めています。問題ないでしょうか。</p>
委 員	員	<p>問題ありません。</p>
議 長	長	<p>様々な視点での意見があるが、西本委員がおっしゃられたように予防に力を入れることで財源の確保につながります。それぞれのご事情ではありますが、意見交換をすることで医療費の削減へ向かっていければと思います。</p>
委 員	員	<p>保険給付適正化の取り組みについて、不適切な給付について具体的な値や今後の数値目標を伺いたい。</p>
小 菅 室 長	長	<p>社会保険加入後に国保の保険証で受診したケースとして、令和2年度で1,760万円の返還を受けています。交通事故における第三者行為については5,700万円の求償を受けています。</p>
委 員	員	<p>給付適正化の取り組みについて、コストと適正化の数値を考慮して行動していただければと思います。</p>
議 長	長	<p>たくさんの意見がでたので今後の取り組みにいかしていただければと思います。</p> <p>ご質問はこの程度に止めます。続きまして、案件の5のその他について、事務局より何かございますか。</p>
松 岡 課 長	長	<p>私のほうから二点ご報告を差し上げます。</p> <p>まず一点目ですが、大阪府・市町村広域化調整会議において見直しの検討を行っております、精神・結核給付についてご報告いたします。</p>

<p>議 長</p> <p>石 田 部 長</p>	<p>精神・結核給付とは、大阪府市町村国保で任意給付として実施しています。「障害者総合支援法に基づく自立支援医療である精神通院医療に係る自己負担額」及び「感染症予防法に基づく結核医療の自己負担額」を保険給付しているものです。給付内容は、それぞれの公費医療制度の自己負担分、精神は上限1割分、結核は0.5割分を国保から給付し、自己負担がなくなるものです。</p> <p>この任意給付は、被用者保険の被保険者の自己負担がなかった時代、被用者保険と国保との差を埋めるため全国で広く行われていたと言われていますが、平成18年の障害者自立支援法施行を契機として、国保と被用者保険で任意給付の廃止が進んだものです。</p> <p>現在全国の市町村国保の状況としては、精神若しくは結核又はその両方の任意給付を行っているのは、7府県の一部の市町村に限られ、全市町村の国保が実施しているのは大阪府だけとなっております。</p> <p>別冊となっている、「第28回大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」の資料をご覧くださいませでしょうか。表紙に記載の令和3年度の事業運営検討ワーキンググループの検討事項を抜粋して添付しております。表紙から3枚おめくりいただいて5ページをご覧ください。表の1段目に精神・結核給付について記載がありますとおり、現行の運営方針においては、「激変緩和措置期間中である令和5年度末までは、現行制度を継続」することとなっております、令和6年度以降のあり方について、資料に記載のとおり、府・市町村広域化調整会議で検討を行っているところでございます。</p> <p>制度の見直しの実施に当たっては、運営協議会への諮問事項となることから、今後の検討内容について随時ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>二点目としまして、本日ご審議いただきました令和4年度の保険料に係る賦課総額等につきましては、3月に開催されます枚方市議会におきまして、条例改正議案として提出させていただき予定しておりますのでお知らせします。また、被保険者の皆様への周知は、本市のホームページへに掲載するほか、4月号以降の「広報ひらかた」に順次掲載させていただきなど、予定しておりますので、ご承知のほどよろしくお願いたします。</p> <p>案件の 5. その他 につきましては、以上でございます。</p> <p>最後に、石田部長から、ご挨拶をお受けします。</p> <p>本日は令和4年度の保険料率算定に係る3件の事項につきまして、ご</p>
---------------------------	--

議	<p data-bbox="470 235 1364 459">審議いただき誠にありがとうございました。令和3年度の協議会は本日で最終となりますが、本市といたしましても本日頂戴いたしましたご意見を踏まえ、引き続き健全かつ安定的な制度運営に努めてまいりますので今後ともお力添えいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げ、お礼の言葉に代えさせていただきます。皆様、誠にありがとうございました。</p> <p data-bbox="470 526 1364 660">以上で、本日、審議・協議すべき事項はすべて終了しました。よって、本協議会はこれをもって閉会します。委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。お疲れさまでした。</p>
---	---